

一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業
基本合意書
(案)

※複数の企業が各業務を共同又は分担して実施する場合には、「乙」「丙」「丁」などの記載を適宜調整する。

※複数の企業で構成される事業者グループを想定した内容となっている。単体の企業の場合には、市と単体の企業の契約内容に調整する。

一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業（一宮市が2025年●月●日に公表した「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業プロポーザル募集要項」に基づき、事業者の公募を実施した一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業をいい、以下「本事業」という。）に関して、発注者である一宮市（以下「甲」という。）は、代表企業かつ[]企業である[【企業名を記載】]（以下「【「乙」「丙」「丁」・・・のいずれかを記載】」という。）、●●企業である[]（以下「乙」という。）及び▲▲企業である[]（以下「丙」という。）から構成される[【代表企業の名称を記載】]グループ（以下「事業者グループ」という。また、「乙」、「丙」、「丁」を個別又は総称して「構成員」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本合意（以下「本基本合意」という。）を締結する。

前 文

甲は、愛知県一宮市若竹3丁目1番5号に所在する土地に、一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業を行う本事業を実施することとした。

甲は、公募型プロポーザルにより事業者の募集を実施し、事業者の選定手続きにおいて、事業者グループを事業者として決定した。

甲及び事業者グループは、かかる経緯のもと、次のとおり本事業に関する基本的な事項について、本基本合意を締結し、募集要項等、提案書類の内容、及び●年●月●日に甲並びに事業者グループ間で締結した「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業基本協定書」（以下「基本協定書」という。）の内容に基づき、遺漏なく、本事業の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力するとともに、本事業の円滑な遂行に努めるものとする。

（目的及び解釈）

第1条 本基本合意は、甲及び事業者グループが相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 本基本合意本文に定義されていない用語については、添付「（別紙1）定義集」に定義された意味を有するものとする。

3 本基本合意において別段の定めなく使用された用語が、文脈上別異に解すべき場合を除き、募集要項等、提案書類及び基本協定書との間に矛盾又は齟齬がある場合には、本基本合意、基本協

定書、募集要項等、提案書類の順にその解釈が優先する。

- 4 本事業において、提案書類及び募集要項等の内容に差異がある場合は、提案書類に記載された内容が募集要項等に記載された要求水準を上回るときに限り、提案書類の内容が優先して適用されるものとする。

(本事業の趣旨及び公共性の尊重)

第2条 甲及び事業者グループは、本事業が公民連携手法として実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 事業者グループは、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

(業務日程)

第3条 本事業の業務日程については、「(別紙2)業務日程」に定めるとおりとする。

- 2 本条の事業日程については、本基本合意の規定により変更されることがある。また、甲及び事業者グループの構成員全員の合意により変更できるものとする。

(契約金額)

第4条 本基本合意に基づいて締結する本事業の契約金額については、第6条に記載する各契約において定めるものとする。

- 2 甲及び事業者グループは、前項に掲げる各契約の契約金額は、各契約の条項に従い変更されることがあり、かかる変更に応じて各契約の合計金額も変更することをあらかじめ了承する。

(役割分担)

第5条 本事業の実施において構成員は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、それぞれ、次の各号及び「(別紙3)事業の実施体制及び役割分担」に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- (1) ●●●●は、乙がこれを行う。
(2) ▲▲▲▲は、丙がこれを行う。
(3) ■■■■は、丁がこれを行う。

- 2 事業者グループは、構成員に不測の事態が生じた場合においては、本事業の適正かつ確実な実施に向けて、他の構成員が連帯して協力しなければならない。

(当事者が締結すべき契約)

第6条 【 】は、甲との間で、「(別紙4)一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 事業用定期借地権設定契約書」を●年●月●日までに締結する。

- 2 【 】は、甲との間で、「(別紙5)一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 公共サービスの実施及び一般利用サービス提供に係る基本契約書」を●年●月●日までに締結する。

一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 公共サービスの実施及び一般利用サービス提供に係る基本契約書に定める公共サービス提供に係る対価の金額：●●●、●●●、●

●●円（消費税及び地方消費税含む。事業期間の合計）

- 3 【 】は、甲との間で、「（別紙6）一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 学校水泳授業に係る基本契約書」を●年●月●日までに締結する。

（許認可、届出等）

第7条 業務日程を踏まえて、本基本合意上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者グループがその費用と責任において取得・維持し、また、それに必要な一切の届出についても事業者グループがその費用と責任において行うものとする。ただし、甲が取得・維持すべき許認可及び甲が行うべき届出は、甲がそれに必要な手続を履践するものとする。

- 2 事業者グループは、前項の許認可等の申請に当たり、甲に書面による事前説明及び事後報告を行うものとし、甲の要請がある場合には、各種の許認可等の手続の履践を証する書類の写しを、工事開始前までに甲に提出するものとする。
- 3 甲は、事業者グループからの要請がある場合は、事業者グループによる許認可の取得・維持及び届出の提出に必要な資料の提供その他について、協力するものとする。
- 4 事業者グループは、甲からの要請がある場合は、甲による許認可の取得・維持及び届出の提出に必要な資料の提供その他について、協力するものとする。

（施設整備に係る各種調査）

第8条 甲は、募集要項等にその結果が添付された調査に不備や誤りがあつた場合は、これに起因して事業者グループに生じる合理的な範囲の増加費用及び損害を負担する。

- 2 事業者グループは、募集要項等にその結果が添付された調査のほかに、必要に応じて、本施設の整備のための測量又は地質調査その他の調査を自らの責任と費用により行い、当該調査の不備若しくは誤り等又は当該調査を行わなかったことに起因する増加費用及び損害を自ら負担する。
- 3 事業者グループは、前項に基づいて調査を実施する場合には、甲に事前に通知する。

（本施設の施設整備、開業準備）

第9条 本施設の施設整備及び開業準備の概要は、募集要項等に定めるとおりとする。

- 2 事業者グループは、甲との本基本合意締結後、速やかに施設整備及び開業準備に着手し、別途合意がある場合を除き、施設整備期間において本施設を完成させる。また、本施設の供用開始予定日までに開業準備を実施する。
- 3 事業者グループは、本施設の施設整備及び開業準備の実施に当たっては、本事業の適正かつ確実な実施を図るため、構成員の間で相互に協力して円滑な遂行に努めなければならない。

（本施設の運営・維持管理）

第10条 本施設の運営・維持管理の概要は、募集要項等に定めるとおりとする。

- 2 事業者グループは、本施設の供用開始後、公共サービスの実施、本施設の維持管理及び民間収益事業を実施する。

（事業終了時の本施設の解体撤去）

第11条 事業終了時の本施設の解体撤去の概要は、募集要項等に定めるとおりとする。

- 2 事業者グループは、「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 事業用定期借地権設定契約書」の期間終了までに本施設の解体撤去を行う。ただし、同契約に基づき期間の延長又は再契約の締結が行われた場合には、当該延長後の期間終了又は再契約の期間終了までに本施設の解体撤去を行うものとし、当初の期間満了日の2年前を目途に甲及び事業者グループの間で期間の延長又は再契約の締結につき協議を行うこととする。

(本事業の統括管理(プロジェクトマネジメント等))

第12条 本事業の統括管理の概要は、募集要項等に定めるとおりとする。

- 2 事業者グループは、甲との本基本合意締結後から本事業の終了時点までの間、本事業が円滑に推進されるように、本事業の統括管理を実施する。

(甲の解除権)

第13条 甲は、事業者グループ又は事業者グループが代理人、支配人その他使用人として使用していた者が、本事業の公募型プロポーザルの応募に関して次のいずれかに該当したときは、本事業の履行期間中であっても、本基本合意の一部又は全てを解除することができる。

- (1) 事業者グループが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は事業者グループが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者グループに対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条及び第54条において同じ。))。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が事業者グループ又は事業者グループが構成事業者である事業者団体(以下「事業者グループ等」という。))に対して行われたときは、事業者グループ等に対する命令で確定したものをいい、事業者グループ等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、事業者グループ等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者グループに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 事業者グループ(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 事業者グループの刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 事業者グループが共同企業体である場合における前項の規定については、その構成員のいずれかの者が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 甲は、事業者グループが次の各号のいずれかに該当するとき（事業者グループが共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）は、直ちにこの契約を解除することができる。この場合、事業者グループに損害を及ぼしても、甲はその責めを負わない。
- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 事業者グループが、第1号から第4号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が事業者グループに対して当該契約の解除を求め、事業者グループがこれに従わなかったとき。
 - (7) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - (8) 前3号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（解除の効果）

第14条 前条の規定により本基本合意が解除された場合には、第6条に規定する各契約は当然に終了するものとし、当該契約に基づく甲及び事業者グループの義務は消滅する。

（賠償の予定）

第15条 事業者グループは、本事業の公募型プロポーザルの応募に関して、第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲の請求に基づき、賠償金として、連帯して第6条に規定する「公共サービスの実施及び一般利用サービス提供に係る基本契約

書」の基本契約額の合計額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。また、本事業が終了した後には、第6条に規定する「公共サービスの実施及び一般利用サービス提供に係る基本契約書」の基本契約額の合計額の10分の2に相当する金額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第13条第1項第1号から第3号に掲げる場合において、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合など甲に金銭的損害が生じていないことを事業者グループが立証し、甲がこれを認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙、丙、丁、戊のいずれかが、本事業の公募型プロポーザルの応募に関して、前項の規定に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したとき、事業者グループは、甲の請求に基づき、連帯して第6条に規定する「公共サービスの実施及び一般利用サービス提供に係る基本契約書」の基本契約額の合計額の10分の3に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。また、本事業が終了した後も、同様とする。

(1) 甲が、本基本合意に関し、談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、事業者グループが、談合を行っていない旨の誓約書を提出していたとき。

(2) 第13条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、事業者グループ（事業者グループが法人の場合には、その役員又は使用人を含む。）が違法行為の首謀者であることが明らかとなっているとき。

(3) 第13条の各号に規定する違法行為により一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成13年4月1日施行）により指名停止の措置を受け、その指名停止期間の満了後3年を経過していないとき。

(4) 刑法第96条の6に規定する刑に係る確定判決において、事業者グループ（事業者グループが法人の場合には、その役員又は使用人を含む。）が甲の職員に対し不正行為の働きかけを行ったことが明らかとなっているとき。

3 甲は、実際に生じた損害の額が前2項に規定する賠償金の額を超えるときは、事業者グループに対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

4 甲は、第1項又は第2項の賠償金を請求する場合において、事業者グループが、既に解散しているときは、事業者グループの代表企業であった者又は構成員であった者に対して当該賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、事業者グループの代表企業であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（提案書類の解釈について疑義が生じた場合の措置）

第16条 甲及び事業者グループは、提案書類の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議を行い、解決を図るものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、事業者グループに通知する。

（本基本合意上の権利義務の譲渡の禁止）

第17条 甲及び事業者グループは、他の当事者の書面による承諾なく本基本合意上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(債務不履行等)

第18条 本基本合意の各当事者は、本基本合意上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

2 本基本合意の各当事者は、第6条で定める当事者が締結すべき契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、第6条で定める当事者が締結すべき契約の各規定に基づいて損害の賠償及び違約金の支払いをしなければならない。また、構成員は、事業者グループ側の責により、本基本合意又は第6条で定める当事者の締結すべき契約が解除された場合の損害の賠償及び違約金の支払に係る債務を連帯して負うものとする。

(準備行為)

第19条 事業者グループは、第6条に定める契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、自己の費用でかかる行為に協力することができる。

2 前項の準備行為の結果は、第6条に定める契約の締結後は、各構成員が速やかにこれを引き継ぐことができるものとする。

(秘密保持義務)

第20条 甲及び事業者グループは、本基本合意又は本事業に関して相手方から提供を受けた情報のうち第2項に定める以外のもの（以下「秘密情報」という。）を、相手方の承諾を得ずして、第三者に開示しないこと、及び本基本合意の目的以外には使用しないことを各自確認する。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に甲及び事業者グループのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 甲及び事業者グループが本基本合意に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、甲及び事業者グループは、次号の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令に基づく守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 本事業に関する資金調達等のために開示を必要とする場合

(5) 甲が関係法令等（一宮市情報公開条例（平成12年6月27日条例第33号）を含む。）に基づき開示する場合

(6) 甲及び事業者グループが守秘義務契約を締結した者に開示する場合

(個人情報保護)

第21条 事業者グループは、本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める「(別紙7) 個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(本基本合意の有効期間)

第22条 本基本合意の有効期間は、本基本合意が本契約として効力を生じた日から本事業関連契約の全てが終了する日までとする。ただし、第15条、第20条及び前条、第23条、第24条に定める事項については、本基本合意終了後も効力を有するものとする。

(管轄裁判所)

第23条 本基本合意に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は、名古屋地方裁判所とする。

(準拠法及び解釈)

第24条 本基本合意は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 本基本合意、関連書類及び書面による通知は、日本語で作成される。また、本基本合意の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本基本合意に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本基本合意の履行に関して当事者間で用いる計算単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 5 本基本合意における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 本基本合意の変更は、書面で行うものとする。

(契約外の事項)

第25条 本基本合意に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び事業者グループが誠実に協議して定めるものとする。

(以下本頁余白)

以上を証するため、本基本合意書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲及び事業者グループの代表企業としての[]が各1通を保有する。

(仮契約日) []年[]月[]日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市長 中野 正康 印

乙 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者氏名) 印

丙 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者氏名) 印

丁 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者氏名) 印

附 則

- 1 本基本合意は、甲が「一宮市議会の議決に付すべき事件に関する条例」(平成24年3月27日条例第21号)に基づく議会の議決を得たときから効力を生ずるものとする。
(仮協定締結 []年[]月[]日)
- 2 甲は、前項の議決を得たとき、速やかに事業者グループに議決を得た旨を通知するものとする。
- 3 甲が「一宮市議会の議決に付すべき事件に関する条例」(平成24年3月27日条例第21号)に基づく議会の議決を得られなかった場合(可決されなかった場合又は否決された場合)には締結しなかったものとし、かつ、この場合において事業者グループにこのことにより損害が生じた場合においても、甲は一切その賠償の責めに任じないものとする。

(別紙1) 定義集

本基本合意において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

本事業	甲が2025年●月●日に公表した「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業プロポーザル募集要項」に基づき、事業者の公募を実施した一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業をいう。
本施設	本事業で整備される施設・設備等全体をいう。
募集要項等	「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業プロポーザル募集要項」のほか、当該募集要項に付随して示された資料（公募後の変更を含む）及び当該募集要項・資料に関する質問に対する回答として公表された回答結果をあわせていう。
提案書類	一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業プロポーザルの実施にあたって事業者グループから提出された提案書類、ヒアリング審査の内容、ヒアリング審査前の提案内容に係る甲からの質問に対する回答結果及び本基本合意締結までに事業者グループが甲に提出した提案書類を補完する趣旨の一切の書類のうち甲がその内容について認めたものをいう。
事業者グループ	一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業を実施する企業で構成されるグループをいう。
代表企業	募集要項等に定める本事業を実施する複数の企業で構成されるグループを代表する企業という。

(別紙2) 業務日程

1 設計・建設期間

●年●月●日 ～ ●年●月●日

- ・設計期間
- ・着工日
- ・工事完了予定日

2 開業準備期間

●年●月●日 ～ ●年●月●日

- ・マニュアルの提出予定日
- ・開業準備完了予定日

3 維持管理・運営期間

●年●月●日 ～ ●年●月●日

- ・開業予定日

4 期間の延長又は再契約の場合の協議

業務期間終了の2年前

5 事業期間終了に向けた解体工事期間

●年●月●日 ～ ●年●月●日

6 事業期間の終了

●年●月●日

(別紙３) 事業の実施体制及び役割分担

※優先交渉権者の提案内容を基に記載する。

(別紙4) 一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 事業用定期借地権設定契約書(案)を添付予定

(別紙5) 一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 公共サービスの実施及び一般利用サービス提供に係る基本契約書(案)を添付予定

(別紙6) 一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 学校水泳授業に係る基本契約書(案)を添付予定

(別紙 7) 個人情報取扱特記事項

事業者グループは、業務を実施する過程で個人情報を取扱う場合において、以下の個人情報取扱に関する事項を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第 1 条 事業者グループは、この契約を通じて知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、業務を実施するために必要な個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、一宮市情報セキュリティポリシー及び一宮市特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインその他関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理等)

第 2 条 事業者グループは、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者グループは、個人情報の取扱いについて、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、適切な管理体制を確立しなければならない。
- 3 事業者グループは、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する施設において、入退室の規制及び防災防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。
- 4 事業者グループは、業務を着手する前までに、前 2 項の規定により講じた情報セキュリティ対策及び管理体制について、甲に報告しなければならない。情報セキュリティ対策及び管理体制を変更したときも、同様とする。
- 5 甲は、前項の報告が個人情報の適切な管理のために不十分であると認めるときは、事業者グループに対し、その改善を求めることができる。
- 6 前各項の規定は、再委託が行われる場合について準用する。

(従事者の監督)

第 3 条 事業者グループは、従事者に対し、業務の実施上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 事業者グループは、業務に関する個人情報を取り扱う従事者に対し、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。
- 3 前各項の規定は、再委託が行われる場合について準用する。

(派遣労働者等)

第 4 条 事業者グループは、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 事業者グループは、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(教育の実施)

第5条 事業者グループは、従事者に対し、業務に関する個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他業務の適切な実施のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(施行場所)

第6条 事業者グループは、業務を実施するにあたって甲から提供を受け、又は自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報資料等」という。）を取り扱う施行場所が定められていない場合は、当該施行場所を速やかに甲に通知しなければならない。施行場所を変更するときも同様とする。

(収集の制限)

第7条 事業者グループは、業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 事業者グループは、個人情報資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再受託者の監督等)

第9条 事業者グループは、業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、再受託者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 事業者グループは、再委託契約において、再受託者に対し個人情報資料等の管理方法について具体的に規定しなければならない。
- 3 前各項の規定は、再々委託が行われる場合について準用する。

(送信等の禁止)

第10条 事業者グループは、個人情報資料等を送信、施行場所以外に持ち出し又は外部に送付してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(アクセス権限の制限)

第11条 事業者グループは、個人情報の内容に応じて、個人情報にアクセスする権限を有する従事者をその利用目的を達成するために必要最小限度に限り、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 事業者グループは、アクセス権限を有しない従事者に個人情報へアクセスさせてはならない。
- 3 事業者グループは、アクセス権限を有する従事者であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスさせてはならない。

(報告、資料の提出等)

第12条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、事業者グループに対し、個人情報資料等の管理状況について説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(取扱記録の作成)

第13条 事業者グループは、個人情報の適切な管理を確保するため、個人情報資料等の管理状況を記録し、甲が必要と認める場合に限り、甲に報告しなければならない。

(運搬等)

第14条 事業者グループは、業務を実施するため、個人情報資料等を運搬、送信又は送付するときは、漏えい、滅失又はき損を防止するため、確実な方法により運搬、送信又は送付しなければならない。

2 事業者グループは、前項の規定により講じる措置及び責任者等について、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(個人情報資料等の返還等)

第15条 事業者グループは、業務を完了したとき、又はこの契約を解除されたときは、個人情報資料等を直ちに甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 事業者グループは、個人情報資料等の消去又は廃棄に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 事業者グループは、個人情報資料等を廃棄する場合は、当該資料等の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 事業者グループは、個人情報資料等の返還、消去又は廃棄したときは、その日時、担当者等について、甲に報告しなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第16条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(1) 業務を処理するために事業者グループ又は再受託者が取り扱う個人情報について、事業者グループ又は再受託者の責めに帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、事業者グループに損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(以下本頁余白)